

(別紙)

市民と旅行者の相互理解促進事業仕様書

1 事業名

市民と旅行者の相互理解促進事業

2 目的

金沢市では、令和6年における市内の年間宿泊者数がコロナ前を超えるなど、旅行者数が増加傾向にある。そのような状況下で、特定の時期・時間・場所に旅行者が集中し、市民生活への影響がみられるほか、日本の文化への理解不足による外国人旅行者のマナー違反が問題視されており、オーバーツーリズムの懸念が生じている。

本事業は、市民と旅行者の相互理解を促進するための特設サイトを開設し、市民生活と観光の調和を促進することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 委託内容

(1) 市民向け及び旅行者向けウェブサイト作成

- ・ 市民向けウェブサイトと旅行者向けウェブサイトをそれぞれ作成する。
- ・ ドメインは一般社団法人金沢市観光協会（以下「協会」という。）が指定するもの（日本語：kanazawa-kankoukyoukai.or.jp、英語：visitkanazawa.jp/en/のサブドメインを想定）を使用し、使用にあたっては協会が指定する事業者と協議する。
- ・ スマートフォン、タブレット端末及びPCなどの各デバイスで最適化された表示ができるレスポンス対応とする。
- ・ ウェブサイトに掲載する情報のうち、更新頻度が高いと想定される箇所（お知らせ欄等）に関しては、金沢市及び協会が随時編集できるようにCMSを導入する。
- ・ ウェブサイトは令和8年2月末までに公開する（予定）。

① 市民向けウェブサイト作成

- ・ 対応言語は日本語とする。
- ・ 以下の情報を掲載する。
 - ア 観光による消費額・税収・雇用の効果
 - イ 持続可能な観光の推進に関する取組
 - ウ 宿泊税の活用方法
 - エ 観光がもたらす効果への理解を促進するコンテンツ

オ その他、事業目的を達成するうえで必要と考えられる情報

② 旅行者向けウェブサイト作成

- ・ 対応言語は日本語及び英語とする。
- ・ 以下の情報を掲載する。
 - ア 観光マナー啓発（「金沢流まちあるき」動画及び冊子データ掲載を含む）
 - イ 観光快適度マップ、ライブカメラ映像
 - ウ 手ぶら観光に関する情報
 - エ ばい捨て等防止重点区域
 - オ 周遊観光や分散型観光を促進するコンテンツ
 - カ その他、事業目的を達成するうえで必要と考えられる情報

(2) ウェブサイトの閲覧を促進する取組

- ・ 市民及び旅行者がウェブサイトを閲覧する動機づけとなるような仕掛けを取り入れること（特典を付与すること等を含む）。特に旅行者については、旅マエの閲覧を促進すること。

(3) ウェブサイト利用状況の分析

- ・ Google Analytics でウェブサイトへのアクセス状況等を分析できるように設定する。設定にあたっては協会が指定するアカウントから閲覧できるようにする。

6 成果物の納品

委託期間終了までに以下の成果物の電子データを納品すること。

- ・ ウェブサイトの構築に伴って発生する資料（要件定義書、運用マニュアル等）
- ・ 本事業で作成したデザインデータ
- ・ 実施報告書

7 委託料の支払

委託料は一括払いとし、受託者は実施報告書を提出後、この委託料を請求すること。委託者は請求書の受領後、30日以内に支払うものとする。

8 その他

- (1) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用してはならない。
- (2) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- (3) 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三

者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

- (4) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、金沢市及び協会に帰属するものとする。
- (5) 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (6) 委託者と連絡調整を密に行うこと。本仕様書の内容に疑義が生じた場合又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度委託者と協議の上、その指示に従って進めること。